



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年7月10日金曜日 第121号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	548
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	(") ...	548
地方卸売市場の認定.....	(漁政課) ...	548
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	549
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	(") ...	549
道路の区域変更(一般国道319号).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	549
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	549
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	549
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	549
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	550
落札者等の告示(2件).....	(警察本部警務課) ...	550

監査公表

住民監査請求に係る監査結果公表.....	(監査事務局) ...	550
----------------------	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年7月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
かざなみ薬局	八幡浜市旭町3丁目1510番地73	株式会社 池田や	薬局(育成医療・更生医療)	令和2年7月1日
フロンティア薬局 野村おとい店	西予市野村町野村11-403-1	株式会社 フロンティア	薬局(育成医療・更生医療)	令和2年7月1日
そうごう薬局 松本町店	今治市中日吉町3丁目1-28	総合メディカル 株式会社	薬局(育成医療・更生医療)	令和2年7月1日

○愛媛県告示第801号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和2年7月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
いずみ薬局	アルファ調剤薬局 末広店	令和2年6月1日

○愛媛県告示第802号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年7月10日

愛媛県知事 中村時広

認定年月日	開 設 者		地 方 卸 売 市 場		
	名 称	住 所	名 称	位 置	取扱品目
令和2年7月1日	愛媛県漁業協同組合	愛媛県松山市二番町四丁目6番地2	宇和島水産物地方卸売市場	愛媛県宇和島市大浦甲4番50	生鮮水産物 水産加工物

○愛媛県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年7月10日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	小泉誠一	新居浜市中村松木一丁目10-16

○愛媛県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市玉津土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月10日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市三津屋土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月10日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市金砂町小川山乙1889番1から 同町小川山2161番まで	旧	メートル 3.9~46.6 5.0~10.6	キロメートル 0.400 0.115	
			新	3.9~64.1 5.0~10.6	0.400 0.115	

○愛媛県告示第807号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和2年7月10日

愛媛県中予地方局長 東公弘

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 月
砥部病院ケアサービス株式会社	愛媛県伊予郡砥部町麻生40番地1	介護職員初任者研修課程	令和2年7月2日

松山市畑寺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月10日

愛媛県中予地方局長 東公弘

○愛媛県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市田窪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月10日

愛媛県中予地方局長 東公弘

○愛媛県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第810号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年7月10日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 月
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300255	NPO法人結の会	愛媛県宇和島市三間町増田20番地	稲田司	生活介護	つなぐ	愛媛県宇和島市三間町増田20番地	令和2年7月1日

○愛媛県告示第811号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年7月10日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

Table with 7 columns: 事業者番号, 指定障害福祉サービス事業者 (氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 指定障害福祉サービスの種類, 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日. Rows include セントケア四国株式会社 and 有限会社介護サービスゆう.

○愛媛県告示第812号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年7月10日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. Row: 遺失物管理システムの借入れ.

○愛媛県告示第813号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年7月10日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. Row: 人事管理システムの借入れ.

監査公表

○公表第7号

令和2年5月7日付けで提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

令和2年7月10日

愛媛県監査委員 永井一平 同 越智忍 同 森高康行 同 高橋正浩

決定書

請求人 住所・氏名（略）

令和2年5月6日付け「愛媛県職員措置請求書」について、次のとおり決定する。

主文

- 1 本件請求のうち受託者不詳につき金額不詳の金額を愛媛県に返還するよう命じることを求める部分及び責任を有する者に対して懲戒処分を講ずることを求める部分を却下する。
2 その余の請求は、これを棄却する。

第1 請求の内容

請求人から提出された令和2年5月6日付け愛媛県職員措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

1 請求する措置

愛媛県知事が、愛媛県戦略的情報発信プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）に係る業務委託料として平成28年度から令和元年度に支出したもののうち、株式会社フロンティアインターナショナル（代表取締役 河村康宏。以下「フロンティア社」という。）につき金39,976,200円、フロンティア社につき金9,990,486円及び受託者不詳につき金額不詳の返還を命じることを怠る行為は違法である。よって、

- (1) フロンティア社らに対し上記からまでの各金額を愛媛県に返還するよう命じることを求めるほか、
(2) 違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該損害の補填、懲戒処分及びその他の必要な措置を講ずることを求める。

併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 請求の理由

(1) 知事に勧告することを求めることについて

別紙事実証明書の記載によれば、愛媛県知事は県の新たなプロモーション業務をフロンティア社に委託するほか、不詳の業者にも委託し、平成31年4月9日より、「まじめえひめプロジェクト」の一環として、「進撃の巨人×まじめえひめ」のコラボ企画やデジタルスタンプラリー、コンセプト動画「愛媛県まじめ会議」の配信等を行う。このために支出された公金は、平成31年3月8日にフロンティア社につき金39,976,200円、令和元年5月15日にフロンティア社につき金9,990,486円及び平成28年11月9日に受託者不詳につき金額不詳（公開された公文書が黒塗りのため不詳）である。

愛媛県庁まじめ課が取材協力したブログ記事の写し（『えひめまじめ』プロジェクト始動！本気度120%の訳とは…県庁に聞いてみた。（<https://note.com/sakatukukoujo/n/n2365996db45c>））によれば、「予算約4000万の本気度120%事業」「この予算規模は県だからこそ可能な大型プロモーションプロジェクトだ」「市のシティープロモーション動画は400万から1200万の予算で作っているところが多い。しかし、シティープロモーションには予算を掛けられないという自治体も存在する」ということであり、当該事業に係る公金支出がいかに高額で異常なことがわかる。

しかしその事業の中身とはいえば、愛媛県に何の縁もない「進撃の巨人」という低俗なマンガを用いた期間限定の陳腐な動画配信や、景観にそぐわないグロテスクなフィギュアの展示、スタンプラリーやまじめ調査イベント等のバカげた催事、「まじめ」との批判を浴びたコンセプト動画「愛媛県まじめ会議」の配信といった、巨額な支出に見合ったものとは到底言えないお粗末な内容なのは明白である。

別紙事実証明書の記載によれば、約一千万円の予算をかけたデジタルスタンプラリーの総閲覧者数は、道後温泉、サンライズ系山、宇和島城という県内有数の観光地で開催されたにもかかわらず、わずか8,738名でしかない。

フロンティア社による「事業の理解・基本方針」によれば、当該事業目的は、「誘客数の増加と県産品の販路・拡大（＝地域活性化）に結びつく愛媛県の統一コンセプトの設定と発信」「従来の愛媛県のイメージを刷新、向上させ、ターゲットである若年層に、まじめさと笑顔のあふれる、愛媛の魅力をインパクトのある展開で拡散させます」であるが、フロンティア社が制作し配信した「愛媛県まじめ会議」の動画は、介護時間の長さを強調し、彼氏のいない女性が多いなどとする社会通念上不適切であり、かつ公序良俗に反する内容であったため学者や知識人を含む多くの人々から批判を浴び、テレビや新聞等のマスコミもこれを批判的に報道し、愛媛県の魅力を向上させるところか逆に、愛媛県の価値と信用を著しく棄損した（東京新聞 令和元年12月3日朝刊、愛媛新聞 令和2年1月23日）。

さらに、観光庁による宿泊旅行統計調査（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>）によれば、巨額の公金支出による本件プロジェクトが誘客数の増加をもたらすどころか、逆に誘客数を減少させる要因となっていることは明白である。

愛媛県は平成30年7月の豪雨により多くの人的被害と住家被害に見舞われたが、それでも宿泊旅行統計調査による都道

府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率（平成30年1月～12月（確定値））によれば、愛媛県の宿泊施設は全体で58.1%の稼働率があり、これは平成29年の56.6%より1.5ポイントの上昇である。しかしながら「まじめえひめプロジェクト」がスタートした平成31年は55.9%と稼働率が著しく落ち込み、これは豪雨被害のあった平成30年はおろか平成29年の稼働率さえ下回っている。

「誘客数の増加」を目的とする「予算約4000万の本気度120%事業」がスタートした平成31年4月の愛媛県宿泊施設の稼働率は58.0%、令和元年5月の稼働率は56.9%、同年6月の稼働率は51.1%、同年7月の稼働率は52.3%と豪雨被害のあった平成30年の58.1%の稼働率さえ下回る水準なのであるから、当該事業が県に多大な損害を与えていることは明らかである。

結局、本件公金支出は、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項に違反し、自治体は最小の経費で最大の効果を上げる必要があるとする同法第2条第14項にも違反し、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出することができないとする地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出に該当するものである。

よって、請求人は、愛媛県監査委員が、上記事実証明書記載の違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該損害の補填を求めるほか、不当利得者に不当利得を返還させ、責任を有する職員への懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを求める。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることについて

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

注1 「1 請求する措置」については、請求の趣旨を損なわない範囲で整理し直すとともに、整理の都合上、請求内容の項目ごとに番号を付すこととした。

2 「2 請求の理由」については、明らかな誤字脱字を除いて原則原文のまま記載した。

なお、「支出された公金は、平成31年3月8日にフロンティア社につき金39,976,200円、令和元年5月15日にフロンティア社につき金9,990,486円」とあるが、39,976,200円については令和元年5月24日、9,990,486円については令和元年10月18日の支出である。

第2 請求の受理

本件請求は郵送により提出がなされ、令和2年5月7日に監査事務局に到達したことから同日付で受け付け、要件審査の結果、地方自治法第242条に定める要件を具備していると認め、同月15日これを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

2 個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実させることである。

本件請求は、本件プロジェクトに関する業務委託に係る契約の締結又は履行に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月29日に補足資料の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の申し出があった。

2 監査実施日

令和2年6月12日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課を対象に監査を実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係

関係書類等の調査及び広報広聴課職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 事業概要について

愛媛県は、特色ある観光資源や高品質なブランド産品など、全国に誇れるコンテンツに恵まれており、これまで様々な手法で積極的に情報発信を行っているが、全国の自治体が工夫を凝らした数多くのPR活動を展開する中で、誘客数の増加や県産品の販路拡大等につなげるためには、情報を埋没させることなく効果的に発信する戦略が必要であった。

このため、愛媛県を強く印象付ける統一コンセプト「まじめ」を使って、本県の認知度を更に高めるとともに、県全体で統一コンセプトを活用することで、情報に接触した人々が一目で「愛媛のもの」ということを認識できる状況を作り出し、これまで以上に本県の魅力を全国に届け、地域経済の活性化を図ろうとしたものである。

(2) 委託業務の概要について

ア 愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務（平成30年度）

(ア) 委託業務の内容

統一コンセプトの発表会をインパクトのあるものとし、本県が新たなPR戦略を開始したことを全国に発信するとともに、統一コンセプトの浸透を図るため、発表後に切れ目なくプロモーションを展開するための準備を実施した。

(イ) 委託契約金額

39,976,200円

(ウ) 委託先の選定

平成30年12月6日から企画提案募集を開始し、応募の

あった2者（参加申込みは3者であったが、うち1者は辞退）の企画を「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務企画競争審査要領」に基づき審査した結果、最優秀企画提案者となったフロンティア社を委託先として選定した。

イ 愛媛県戦略的情報発信プロジェクト進撃の巨人コラボ企画実施業務（令和元年度）

(ア) 委託業務の内容

平成30年度に実施した「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務」において企画・制作した、アニメ「進撃の巨人」とのコラボレーション企画（以下「コラボ企画」という。）を実施した。

(イ) 委託契約金額

9,990,486円

(ウ) 委託先の選定

最も円滑で、経済的に実施可能と判断した事業者として、平成30年度の企画競争により選定された愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務の委託先であり、コラボ企画を立案していたフロンティア社を選定した。

ウ 受託者不詳につき金額不詳の案件

内容を確認したところ、愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務企画提案募集要領において、過去5年間に国又は地方公共団体等が発注する類似・関連事業の受託実績があることを応募資格条件としていることから、業者選定に係る企画競争参加者から実績資料として提出された資料であり、本県の財務会計行為ではない。

2 結果

前記1の事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

(1) 当該事業が、愛媛県の価値と信用を著しく棄損し、県に多大な損害を与えているという主張について

請求人は、当該事業に係る公金支出が高額で異常であり、巨額な支出に見合ったものとは到底言えないお粗末な内容であり、「愛媛県まじめ会議」の動画は愛媛県の価値と信用を著しく棄損し、さらに、本件プロジェクトが誘客数を減少させ、県に多大な損害を与えていると主張している。

これに対し、まず、当該事業に係る支出金額について確認したところ、動画制作だけでなく、公式ウェブサイトの制作やコラボ企画の準備等の経費も含まれており、内容が多岐にわたること、また、応札者の入札額を比較したところ金額に著しい乖離はなかったことから、一概に高額とは言えない。

次に事業効果について、広報広聴課からは、平成31年4月9日から令和元年6月30日までの期間中、「進撃の巨人×まじめえひめ」のコラボ企画を実施した結果、当初の狙いどおりファン等の若年層を中心にSNS等で情報が拡散され、マスコミにも取り上げられた結果、広告費換算で約2億円の波及効果があったとの説明があった。

また、デジタルスタンプラリーについても、同規模のものであれば一般的に3か月で参加者数が3,000人程度になると言われている中で、今回の実施に当たっては、参加者の目標を約2か月で3,000人に設定し実施したところ、平成31年4月27日から令和元年6月30日までの間に、8,738人がデジタルスタンプラリーのウェブサイトを開覧し、目標を上回る

4,987人がスタンプを押していることを確認した。

観光客数に関しては、観光庁が実施している観光入込客統計において、県外者の観光目的の入込客数が、平成30年は3,468千人回のところ、令和元年は3,502千人回と増加している事実が認められる。

以上のことから、「愛媛県まじめ会議」については、批判的な報道も一部あったが、愛媛県の価値と信用を著しく棄損したとは言えず、また、本件プロジェクトが県に多大な損害を与えているとは言えない。

よって、請求人の主張は、本事業に対する請求人の主観的な見解に基づく主張であって、理由がない。

- (2) 本件公金支出が、地方自治法第2条第14項及び同法第232条第1項並びに地方財政法第4条第1項の規定に違反する違法な公金支出に該当するものであるという主張について

請求人が主張する法令に係る違反に関しては、大阪高裁平成17年7月27日判決において、「(地方自治法第2条、地方財政法第4条等の規定は)いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」とされている。

上記の判決を踏まえて、今回の事業実施について確認したところ、本件プロジェクトは、本県の認知度を高め、これまで以上に本県の魅力を全国に届けていこうとする事業であることを議会で説明し、予算案の議決を得たものであり、その後、機会があるごとに議会で説明していることから、裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められなかった。

また、平成30年度に実施した事業に関してフロンティア社に対して支出した金39,976,200円は、「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務企画競争審査要領」に基づく業者選定手続により委託を行い、業務実績を確認した上で支出したものであり、適法に支出されていた。

さらに、令和元年度にフロンティア社に対して支出した金9,990,486円は、愛媛県戦略的情報発信プロジェクト進撃の巨人コラボ企画実施業務として、統一コンセプト発表後、最も円滑で、経済的に実施可能と判断した事業者として、愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務の委託先で、コラボ企画を立案していたフロンティア社に委託し、業務実績を確

認した上で支出したものであり、適法に支出されていた。

以上のことから、今回の公金支出に違法又は不当な点は認められないため、必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告を求める請求人の主張には理由がない。

第6 結論

以上のとおり、請求(1)「受託者不詳につき金額不詳の金額を県に返還するよう命じること」については本県の財務会計行為ではないことから、請求(2)「責任を有する者に対する懲戒処分」については財務会計上の行為に該当しないことから、監査請求の対象と認められないので却下する。

その余の請求については、いずれも財務会計上、違法又は不当に契約を締結し又は公金を支出した事実があったとは認められないので棄却する。

よって、主文のとおり決定する。

令和2年7月2日

愛媛県監査委員 永井 一平
 同 越 智 忍
 同 森 高 康 行
 同 高 橋 正 浩